

○厚生労働省告示第百五十号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第六条の四第二項第一号及び第七項並びに第二十八条の十第二項第一号及び第七項の規定に基づき、租税特別措置法第十二条の二第一項及び第四十五条の二第一項の規定の適用を受ける機械及び装置並びに器具及び備品を指定する件（平成二十一年厚生労働省告示第二百四十八号）の一部を次の表のように改正し、平成三十一年四月一日から適用する。

平成三十一年三月二十九日

厚生労働大臣 根本 匠

(傍線部分は改正部分)

		改正後				改正前	
<p>租税特別措置法施行令第六条の四第二項第一号及び第二十八条の十第二項第一号の規定により高度な医療の提供に資するものとして厚生労働大臣が指定する機械及び装置並びに器具及び備品（以下「機械等」という。）は別表に掲げるものとする。</p> <p>別表</p>	<p>項</p> <p>機 械 等</p>	<p>1</p> <p>主にがんの検査、治療、療養のために用いられる機械等のうち次に掲げるもの</p> <p>一〇三六 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>三七七 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>三三八 超音波式角膜厚さ・眼軸長測定装置</p> <p>(削る)</p> <p>三九九〇七十一 (略)</p> <p>七十二 内視鏡用ビデオカメラ</p> <p>七三三〇九十一 (略)</p> <p>九十二 自動細胞診装置</p> <p>九三三〇九五 (略)</p> <p>九十六 自動染色装置</p> <p>九十七 (略)</p>	<p>2</p> <p>主に心臓疾患の検査、治療、療養のために用いられる機械等のうち次に掲げるもの</p>	<p>租税特別措置法施行令第六条の四第二項第一号及び第二十八条の十第二項第一号の規定により厚生労働大臣が指定する機械及び装置並びに器具及び備品（以下「機械等」という。）は別表に掲げるものとする。</p> <p>別表</p>	<p>項</p> <p>機 械 等</p>	<p>1</p> <p>主にがんの検査、治療、療養のために用いられる機械等のうち次に掲げるもの</p> <p>一〇三六 (略)</p> <p>三七七 超音波式角膜厚さ計</p> <p>三三八 (略)</p> <p>三三九 眼科用超音波画像診断・眼軸長測定装置</p> <p>四十 超音波式角膜厚さ計・眼軸長測定装置</p> <p>四十一 超音波装置用シンクロナイザ</p> <p>四二二〇七十四 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>七五五〇九十三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>九四四〇九十六 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>九十七 (略)</p>	<p>2</p> <p>主に心臓疾患の検査、治療、療養のために用いられる機械等のうち次に掲げるもの</p>

3	4	5
<p>一〇三 (略)</p> <p>四 経皮心筋焼灼術用電気手術ユニット (略)</p> <p>五 循環補助用心内留置型ポンプカテーテル用制御装置 (略)</p> <p>六 七〇十一 (略)</p> <p>十二 ホルタ解析装置</p> <p>十三 〇十五 (略)</p> <p>十六 心臓マッピングシステムワークステーション</p>	<p>(略)</p>	<p>主に歯科疾患の検査、治療、療養のために用いられる機械等のうち次に掲げるもの</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 炭酸ガスレーザ</p> <p>四・五 (略)</p> <p>六 ネオジミウム・ヤグ倍周波数レーザ (削る)</p> <p>七 〇十 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>

3	4	5
<p>一〇三 (略)</p> <p>四 (新設) (略)</p> <p>五 〇九 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>十 〇十二 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(略)</p>	<p>主に歯科疾患の検査、治療、療養のために用いられる機械等のうち次に掲げるもの</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>三・四 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>五 ダイオードレーザ</p> <p>六 〇九 (略)</p> <p>十 罹患象牙質除去機能付レーザ</p> <p>十一 歯科矯正用ユニット</p> <p>十二 歯科小児用ユニット</p> <p>十三 可搬型手術用顕微鏡 (歯科医療の用に供するもの)</p>

<p>十一 (略)</p>	<p>6  異常分娩<small>トク</small>における母胎の救急救命、新生児医療、救急医療、難病、感染症疾患その他高度な医療における検査、治療、療養のために用いられる機械等のうち次に掲げるもの  一〇四十 (略)  (削る)  (削る)  (削る)  (削る)  (削る)  (削る)  四十一〇 四十八 (略)  四十九 質量分析装置  五十 (略)  五十一 血液培養自動分析装置  五十二 微生物分類同定分析装置  五十三 微生物感受性分析装置  五十四 微生物培養装置  五五〇 六五五 (略)  六十六 手術用ロボット手術ユニット  (削る)  (削る)  六十七・六十八 (略)  六十九 能動型上肢用他動運動訓練装置  七〇 七十九 (略)</p>
---------------	---

<p>十四 (略) に限る。</p>	<p>6  異常分娩における母胎の救急救命、新生児医療、救急医療、難病、感染症疾患その他高度な医療における検査、治療、療養のために用いられる機械等のうち次に掲げるもの  一〇四十 (略)  四十一 混合ガス麻酔器  四十二 医用ガス調整器  四十三 ポータブル麻酔ガス送入ユニット  四十四 吸入無痛法ユニット  四十五 電気麻酔用刺激装置  四十六 麻酔ガス送入ユニット  四七〇 五十四 (略)  (新設)  五十五 (略)  (新設)  (新設)  (新設)  (新設)  (新設)  五六一 六六六 (略)  (新設)  六十七 高周波病変プローブ  六十八 高周波病変ジェネレータ  六十九・七十 (略)  (新設)  七〇 八十 (略)</p>
--------------------	--